

建設水道常任委員会

平成16年11月22日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中川 靖広 ○飯高 昭二 浅井 正八
吉川 勝義 木澤 正男

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	北村 光朗	建 設 課 長	堤 和雄
建 設 課 参 事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	川端 伸和
同 係 長	関口 修	観 光 産 業 課 長	田口 好夫
同 課 長 補 佐	辻本 邦好	同 課 長 補 佐	永井 克育
都市整備課長	藤本 宗司	都市整備課参事	西田 哲也
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	都市整備課参事	藤川 岳志
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上 下 水 道 部 長	池田 善紀
上 水 道 課 長	水田 美文	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
同 課 長 補 佐	井上 究	下 水 道 課 長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	角井 敏文		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 飯高委員、浅井委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。
町長には他の公務で出ておられ、少し遅れて出席をされるとお聞き
していますので、助役よりの挨拶をお受けいたします。芳村助役。

（ 助役挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、飯高委員、浅井委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお
り、継続審査として公共下水道事業に関することについての審査の他、
12月定例議会提出予定議案、各課報告事項等について受けてまいり
ます。

初めに、1. 継続審査についてを審査することといたします。
公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の
説明を求めます。

下水道課 それでは継続審査であります公共下水道事業に関することについ
長 て、ご報告いたします。

まず、流域下水道事業の10月末時点におけます進捗状況でござい
ますが、中継ポンプ場築造工事につきまして、このポンプ場に設置さ
れます電気設備につきましては進捗率85%、機械設備につきましては
進捗率96%で、平成17年3月の完成を目指し、それぞれ順調に

工事が進められておる状況でございます。

次に、竜田川幹線管渠第4号工事でございますが、稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東までのシールド工事につきまして、現在2次復工であります管渠内面仕上げが終了いたしまして、接続点の人孔築造工事が順次進められている状況でございます。

まず、進捗率につきましては93%で、それぞれ順調に工事が進められているところでございます。

次に、町公共下水道事業の進捗状況についてでございますが、お手元に配布しております資料1をご覧くださいませでしょうか。

まず、6月定例会におきまして議決を頂きました竜田北汚水幹線1工区工事、①、赤色路線でございますが、開削工事部分が完了いたしまして、現在推進工事を中心に施工しており、平成17年3月17日の完成を目指し順調に進められております。

また、同じく6月定例会におきまして議決いただきました、阿波2丁目地内におけます第16工区-3工事、⑤、紫色路線でございます。これにつきましては10月28日に竣功いたしております。

また、小吉田2丁目地内におけます第1工区-3工事、⑥、茶色路線につきましても、11月17日に竣功いたしております。

次に、5月に発注致しました法隆寺2丁目地内の面整備、第21工区-3工事、②、青色路線でございますが、11月10日に竣功いたしております。また、同じく9月に発注いたしました龍田北1丁目地内の面整備2件、第13工区-1工事、③、黄色路線及び第13工区-2工事、④、薄茶色路線でございますが、いずれの工区も9月24日に完了いたしております。

次に、9月定例会で議決いただきました、第12処理分区第1工区-2工事、⑦、薄紫色路線につきましては、現在、既存地下埋設物の試験掘りを進めており、既存の埋設物の状況を確認いたしております。

また、10月7日に入札いたしました、龍田北1丁目地内、13工区-3、⑧、木緑色路線、13工区-4、⑨、肌色路線及び法隆寺1、2丁目地内、第21工区-1、⑩、薄黄色路線及び、21工区-2、

⑪、水色路線につきましては、現在、家屋の事前調査等を進めており、全て年度内に完成するよう進めてまいりたいと考えております。

最後に、測量設計業務委託についてでございますが、本年度、幹線管渠の測量設計業務委託の1件の発注について、11月26日に入札を執行いたしましたところ、全日本コンサルタント(株)奈良営業所が落札いたしております。この測量設計業務委託につきましても年度内に完了する予定でございます。

供用開始に向けての準備でございますが、供用開始の公示に関しまして、県との調整をはじめ、他の機関との協議等、具体的な作業を進めており、予定どおり供用開始ができるよう作業を進めてまいっておる状況でございます。

なお、平成17年度に公共下水道の整備を考えております区域につきまして、12月議会定例会中の委員会におきまして、お示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが、公共下水道事業に関することについての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員 今、説明いただいたんですが、1番の龍田北汚水幹線のところなんですが、丁度、工事をしているところですが、先日通りかかりましたところ、警備員さんがそこには配置されていないと。私が通った時には居なかったんですが、されているのか、されていないのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

下水道課長 状況の方を詳しく、どういう状況であったかというのを、どの場所であったかというのを教えていただきたいと思います。

木澤委員 ちょうど、400mモデル道路と交差している付近です。

下水道課長 迂回路を設置しまして、作業ヤード、門型クレーンを設置して、推進工事を施工している部分だと思います。基本的にはガードマンの方は、作業ヤード部分の戸口につきましては設置するという事で作業を進めております。ただし、作業車両の出入りに関しましての誘導を確実にしていこうと考えておりますが、まず場所的には迂回路を設置しておる場所だということで、ご理解いただきたいと思ひます。

木澤委員 私も通りかかって、向こうまで見通しは一応できる形になってたんで安全かと思ひますが、以前、都市基盤整備特別委員会の中でもパークウェイが開通するに当たっては、その部分が事故のないようにと他の委員さんからも意見があったと思ひますので、十分、今後も注意していただきたいと思ひます。

吉川委員 質問というより、お願いなんですけれども、今、木澤委員がおっしゃってますように、私も、警備員に対してもう少し指導というのか、向こうの車をやる時には一生懸命に誘導しているが、こっちが通る時には知らん顔をしている時もある。交通整理のために、私は警備員を雇っているように思ふので、是非とも工事始まる前とか、見に行つて、警備員の誘導というのか、交通整理についての指導を徹底していただきたいと、これはもう要望で結構です。お願いしておきます。

委員長 他にありませんか。よろしいですか。
それでは、これをもって質疑を終結いたします。
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長 次に、2番. 12月定例会に付議が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。
はじめに、(1)斑鳩町法定外公共物管理条例について理事者の説明を求めます。なお、報告事項の施行規則についても本条例と関連い

たしますので、あわせて理事者の説明を求めます。

建設課長

それでは、まず初めに斑鳩町法定外公共物の管理条例についてであります。平成11年7月に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が成立され、平成12年4月の施行によりまして、いわゆる法定外公共物のうち、里道、水路として現に公共のために機能しているものの、道路、河川法等の適用、または事務に伴い公共物で、その地盤が国有財産となっているものについて、その財産を市町村に譲渡し、以降、市町村におきまして機能管理、財産管理とも、自治事務となることから、当町におきましても平成13年度から事前調査、平成14年、15年度には譲与申請に係る特定調査等を実施してまいりました。このことから、平成16年9月には譲与に向けての申請手続きを行ったところであります。

このことに伴いまして、今後の予定といたしましては、平成17年3月に無償譲渡契約を行いまして、4月から町の財産として管理するため法定外公共物としての適正な管理を行う上で必要な事項を条例で定めまして、12月議会に上程を予定いたしております。条例案の各項目につきましての内容につきまして、ご説明いたします。

お手元に配布しております資料2をご覧くださいと思います。

第1条目的として、法定外公共物の保全と適切な利用に必要な事項と、適正管理を図ることを目的として定めております。

第2条定義につきましては、現に公共の用に供されている法定外公共物、里道、水路のものうち、関係法令の規定が適用又は、準用されないもので、譲与を受けた公共用財産として管理する土地及び水面であることからの定義として定めております。

次に第3条でございます。行為の禁止といたしまして、法定外公共物を管理する上で破損、投棄等の禁止を定めております。

第4条行為の許可といたしまして、法定外公共物を管理する上で支障がない範囲で、占用及び土地の形状変更等の許可、及び期間について定めております。

第5条占用料といたしましては、占用料の額につきましては里道は、町道管理の中で斑鳩町道路占用料に関する条例の規定を準用いたします。水路は、斑鳩町河川管理条例の規定に準用いたします。また、納付期限についても定めております。

第6条占用料の免除といたしまして、公益上、その他特筆の事由があるときは占用料の免除を定めております。

第7条占用料の還付といたしまして、徴収した占用料は還付しない。ただし、占用期間ないにおきまして国、県、町が工事の施工等により、止むを得ない場合は還付するというように定めております。

第8条督促手数料及び延滞金といたしましては、占用料を期限内に納付しない場合は督促手数料及び延滞金の徴収について定めております。

第9条権利譲渡の禁止といたしましては、占用許可を受けた権利を他人に譲渡、又は貸付け、また担保する事の禁止を定めております。

第10条許可に基づく地位の承継として、占用者が死亡等した場合、地位の継承を定めております。

第11条許可の取り消し等についてであります。占用等の許可条件に違反した時、また、国、県、町が工事の施工により止むを得ない場合において定めております。

第12条につきましては原状回復の義務といたしまして、許可の取り消し等により原状回復について定めております。

第13条損害賠償といたしまして、故意又は過失による損傷又、損失させたものは速やかに現況回復し、損傷した場合によって生じたときは損害の賠償を定めております。

第14条につきましては用途廃止として機能が喪失した時は廃止について定めております。

第15条委任といたしましては、条例の施行に必要なことは規則で定めるとなっております。

付則といたしましては、施行期日、年度途中で道路法等の適用を受けることとなった場合における許可等の取扱い、及び経過措置について

て定めております。

以上が、斑鳩町法定外公共物管理条例（案）についての説明とさせていただきます。

次に、レジメの各課報告事項に挙げさせていただいております斑鳩町法定外公共物管理条例施行規則について関連いたしますことから、管理条例の施行に伴いまして必要な事項を規則で定めたものであります。引き続き簡単ではありますが、各項目ごとにご説明をさせていただきます。資料8の斑鳩町法定外公共物管理条例施行規則（案）をご覧いただきたいと思っております。

第1条の趣旨といたしましては、条例第15条の規定に基づきまして必要な事項を定めるとなっております。

第2条から第5条関係につきましては、占用等の申請に関する手続き方法とその必要な添付書類、及び許可についての必要な事項を定めております。

第6条から第8条につきましては、権利譲渡及び地位の承継等の、変更が生じた時の手続きについて定めております。

第9条の行為の終了等の届出につきましては、行為の終了等の届出についての手続きを定めております。

第10条用途廃止の申請手続きについて定めております。

第11条につきましては、この規則の規定による申請書及び届出の提出部数を定めております。

その他、この規則に定めるもののほか、管理上必要な事項は別途町長が定めるとなっております。

最後に付則につきましては、この規則は平成17年4月1日から施行するということでもあります。

以上簡単ではありますが、斑鳩町法定外公共物管理条例と斑鳩町法定外公共物管理条例施行規則（案）についての説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい

たしますが、この資料は初めて目を通していただいていると思いますので、どうでしょうか、お持ちかえりいただいて熟読していただいて、次の開会中の委員会でということで、よろしいですか。今、大まかなことで聞きたいことがあったら聞いてもらったらいいと思いますが。

飯高委員　　ちょっと確認しておきたいのですが、第2条の第2項の(4)ありますね。土地の占用にあつては、面積求積図というのは、その求積図というのは面積を求めるやつなんですけど、面積求積図というのは特別に意味があるんですか。というのは、10条の第2項の(12)求積図というのがありますね。これは求積図と面積求積図というのは違いがあるのですか。

建設課長　　第2条第2項の4号ということで、土地の占用にあつては面積求積図を添付という形になってますが、これについては申請をされる時に、その占用面積を確定する。でないと、先程言いましたように、占用料の関係につきましては面積をもって頂くという形で、面積確定していただかないと、その区域等が分からないということになりますし、また占用していただく内容についても把握できないという形で挙げさせていただいております。

飯高委員　　10条の第2項の求積図というのは図面だけですか。求積図というのは占用の面積を表したものでありますから、図面だけじゃないと思うんです。当然、その求積図の中に面積表といいますか、そういうのが入っていると思うんです。あえて、面責求積図と、面積というのはどのような形で入っているのか、ちょっとその辺の違いが。求積図は面積を出すための図面なので、同じだと思うんですが。

建設課長　　誠に申し訳ございません。2条の第2項の4号に書いている面責求積図と10条の第2項の12号、この関係については求積図という形で同じものです。

建設課長 求積図でいいという形で。

委員長 第2条の第2項4号は面積を削除するというのでいいの。

建設課長 今委員長からご指摘いただいたように、第2条第2項4号につきましては、面積求積図という形のものを面積を削除すると、求積図という形で統一したいと思います。

吉川委員 法定外公共物と言っても、里道、水路にしろ、たくさん斑鳩町にあると思うんだけど、この図面は頂けるのかな。出してもらえるのかな。それと、現在町道の中にも里道とかこういう水面も一部蓋をして、というのがあると思うんですけども、それは完全に斑鳩町の物になるのだからありがたいと私は思うんですけども、そこらの参与というのか、ここには前里道あったけれども、町道と里道との関係というのか、権利関係は、今度斑鳩町に付属になるので、私は問題なくなると思うんですけど、そこらの関係はどうか。

建設課長 特に今、吉川議員の方からご指摘いただいていたように、町道の下にも里道が走っております。また里道独自、水路、国有水面と言われている水路、についても図面等がございますけれども、この作業につきましては今日まで国なり県が財産管理してる中では、法務局の備え付けの公図ですね、里道の場合は赤線が色塗りされている。水路につきましては水色の線でされているという事があります。これらをもとに、申請としては公図を基に路線をあげましてそれを町へ出していく、という形です。ですから資料的には相当町内全域に渡ってあります。備え付けの公図がありまして、その書類は1700枚余りの枚数になっておりまして、それを町としては資料収集いたしまして現在確認して、それから申請しています。町道の下にあります里道につきましては、これは法定公共物という事で、当然町道の管理になってきますので、それも併せて法定公共物で移管を受けて、町道という具合になり

ます。以上です。

吉川委員　これから特に里道等、水路も公有水路と言うんですか、私たちは今まで公有水面、公有水面と言ってたと思うんですね。神南の場合なんか昔自治会、自治会と言うのか村、村で図面を持っておられて、ここからここまでは里道は何尺や、というのがあったわけですがけれども、神南はかなり探したけれどもないんです。そしたらその都度ここからここまでは、AからB点は3尺や、CからEは4尺地だとか決めてますよね。今度国から移管になる時にはその幅というのは決めて移管されるのか、そこらはどうなってますの。

建設課長　法定外公共物の譲与につきましての議員がご指摘の幅員、また距離の関係について、決められているのか、という事ですがけれども今現在財産管理としては県がやっておられて、委員が申されているようにその場所の確定する場合には、申請をしていただいて、また地域の自治会長なり水利組合、また改良区等の方々の立会いによりまして区域の決定と幅員をしていただいております。町へ移管になったらそしたらどうするのか、という事ですがけれども状況としてはその手続きは同じ状況で、町がその全体の幅員については把握できておりません。実際、幅員の確定というのは相当量もあって難しい、ですからその明示等の申請をされた時に、今までと同じ形で手続きをしていただくという形の関係でありますので、幅員等については以前の明示確定の資料を基に、また地域の方にお聞きしながら確定をしていきたいという風に考えております。

吉川委員　先ほど委員長から言われましたので、一応詳しい内容については次の委員会にしたいと思うんですがけれども、そこらはよく、今聞きますと郡山土木からやってもらっているような方法でやっていくという風に私は理解したわけなんですけれども、次の時に言うと言ってて言うのも何ですがけれども、一番心配するのは神南の場合でも前から古い方

おられたらよく分かるんですけども、新しい方、えらい失礼だけれども、来られた方は実際言って分からないわけ。そしたらもう町の言いなり、また地権者というのか、前に家建てて私らはこういう具合に聞いている、と言われたらそのまましてこられる。後で私ら見るとそうじゃない道路がそこで、私ら田んぼ作ったから違う場合があるわけですね。だから出来るだけ、ちょっと難しい話だと思うんですけども、早く道路の幅、特に里道についての幅等については水路等の幅については、私は定めていけるものなら私は定めてもらいたいと思います。次の機会にまたします。

委員長 資料に初めて目を通してもらっただけで、質問しにくいからと思って委員さんの立場を考えて言っただけで、もしか質問あったらしてくれはったら結構です。どっちみち開会中にするか今するかで。あったらして下さい。

吉川委員 私が心配するのはそれだけなんです。町も地元とこうなる場合もあるし。

委員長 幅員確定できますの、課長。

建設課長 里道、国水の明示の関係なんですけれども、今日まで斑鳩町内でされてる件数といたしましては、1, 176件という形でそれぞれの地域の中で明示確定書があります。これらの資料についても引き継ぎを受けましてやっていくという形ですから、本来議員が申されているように、確定ができればいいんですけども、これはなかなか範囲も広く難しい。ですからそれぞれその区域の中で隣接する関係者の方の明示申請なり挙げていただいて、その中で我々としてはこういった、先ほど言いました県の資料をいただく事がありますので、そういった資料を基に参考資料として、また地域の方とご相談、関係者の方とご相談しながら決めていく。ですから資料としてはその付近にあればいいん

ですけれども、ない場合、またそういった場合についてはそれぞれの一番直近の近い状況の関係の資料をもとに境界の確認をしていきたいと考えております。

吉川委員 一番、私も長い間村の役もして、立会いに行ってる経験からお願いしたいんですけれども、A点からB点まで里道がはしっているとします。前にA点からA´まで里道明示された、3尺やったと。今度そのA´からB点まで明示したら4尺になった、私はこれはおかしいと思う。仮にA点からB点の間に枝線があったら別ですよ、里道とか枝線があったら別ですけれども、全然この地点からこの地点まで別はないのに、ここからここまで同じ3尺だったら3尺、4尺だったら4尺だと思うんです。私の経験からしてこれから一つ考えてもらいたいのは、私はやっぱり仮にこの中で出た場合には前に出た明示図面、明示されたものを大いに参考にしてもらい、考えてもらいたいと思う。そうでないと、言われる人は、これは3尺道だ、と言って押し切られる。何も無い人は4尺でいかれる場合もありますので、現にあったわけです。私はこれはおかしいと思う。その時は郡山土木ですので、郡山土木に、のりとかある場合は別ですよ、しかし同じ平面の中で私は3尺やったら3尺、4尺だったら4尺、A点からB点は同じ道幅やという風に解釈、またそうだと思うんですよ。郡山土木とそれで議論した事あるんですけどね、だからやっぱり前後調べてもらって、公平さというのか、やっぱり強い者勝ちにならないように、是非とも気を付けていただいて明示をしていただくようお願いですので、まだ4月からですのでまだまだありますけれども、4月になって町になった場合にそれだけは大いに、一つ頭に置いてもらって明示をしていただきたいと思います。これはお願いにしておきます。

建設課長 先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、仕様のには公図を基に作業をするという形で枚数につきましても公図の枚数、相当多いです、1700何枚あるという事ですから、町としてはこの形で作業すると

大変業務的に時間もかかるし、もし申し入れがあった時の調査についても時間がかかるという事がありますので、町としては税務課の備え付けの地番図というのがございまして、これにつきましては、町内管内の図面として大きく整理されております。こういった図面に先ほどの里道、水路の線を落としまして、機械処理できるような形で今日まで作業していきました。その中で今後考えておりますのは、県の資料1, 176件の明示確定書がございまして、これについても膨大な資料でなかなかその場所なり探すのが大変という形のものがございまして、それについても今後あとでまた補正の方でお願いするんですけども、そういった形をデータ化したしまして、その軌上に、その地番図を基に確定しているという形のものを落として迅速な対応をできるような形と合せまして、今後維持管理する上での資料として我々も考えております。ですから特に移管を受けますとなかなか町内全域という形で難しい面もございまして、そういった形でデータ化、ソフトを作りまして機械的に迅速な作業が、スムーズにいけるような形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 他にございせんか。

それでは、次に（2）平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について理事者の説明を求めます。

下水道課長 それでは、12月議会定例会に提出を予定いたしております議案についてご説明させていただきます。

平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。お手元の資料3をご覧くださいませでしょうか。まず、歳入で一般会計繰入金を259万2千円増額、次に消費税確定申告に伴います還付金の額の確定によりまして171万1千円減額、歳出で人件費等を12万7千円減額。次に、平成15年度許可されました地方債の償還利子の確定によりまして、100万8千円の増額補正をそれぞれお願ひしたいと考えておりますのでよろしくお願ひいた

します。

簡単ではございますが、12月議会定例会に提出を予定いたしております補正予算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 人件費のところ、課長言ってくれはったんですけれども、これはなぜ削減になるのかももう少し説明いただきたいと思います。

下水道課長 災害負担・・手当の方の調整がありましたので、その分が減額になるという事をお願いしたいと思います。

委員長 具体的にどんな手当か。

下水道課長 共済の手当です。その減額という事でご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

次に(3)平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)について理事者の説明を求めます。

上水道課長 それでは、12月議会に予定しております上水道課のご説明をさせていただきます。平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)でございます。それでは、資料4をお願いします。まず、収益的収入及び支出の部で水道事業費用といたしまして、3,315千円の減額をお願いするものでございます。内訳といたしまして、4月の人事異動に伴います人件費等で385,000千円の減額と固定資産の廃棄に伴う除却費用として平成15年度決算監査の意見書で指摘のありま

した不存在箇所の固定資産等を除却するため、資産減耗費で370万円の増額であります。資本的収入といたしまして、石綿セメント管更新事業として取り組んでおります中、国庫補助金確定による国庫補助金2,884,000円の増額をお願いするものでございます。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に(4)町道認定について理事者の説明を求めます。

建設課長 町道認定についてであります。12月上程予定をいたしております内容につきまして、お手元に配布しております資料5に基づきましてご説明をいたします。今回お願いする路線数は2路線であります。まず1枚目は管内図で位置を示したものであります。整理番号1につきましては、高安西1丁目地内に位置する町道309号線で開発道路として寄与受けたものでございます。次に整理番号2、服部1丁目地内に位置する町道4045号線で位置指定道路として寄付を受けたものであります。それでは、各路線ごとにつきまして、その内容等のご説明をいたします。次のページをご覧いただきたいと思います。

まず始めに整理番号1でありますけれども、町道309号線でありましたが、延長が60.3mで幅員最小6.2m、最大13.1mで既存の町道328号線に接する道路であります。次に、次のページをお開きいただきたいと思います。整理番号2、町道4045号線で延長49m、幅員最小4.2m、最大9.7mで既存の町道417号線に接する道路であります。以上簡単ではありますが、12月に上程いたします町道認定の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 それでは、次に(5)議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、(6)議会の委任による町長専決処分の報告について(平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)は、議会の議決により決定された町長専決処分の報告で、町道管理にかかる案件であり、一括して説明を受けることと致したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議ないとのことでありますので、一括して理事者からの説明を求めたいと思います。

建設課長 議会の委任による町長専決処分の報告について損害賠償の額の決定についてであります。町道304号線の斑鳩町法隆寺南3丁目8番先におきまして、これは富雄川堤防線の東洋シールの東側の堤防での関係なんです。平成16年9月15日午前7時40分頃、南向き走行中に路面が一部陥没していた事から車輪を落とされ、タイヤが破損いたしました。損害額につきましては、28,010円で町といたしまして現地確認及び道路の管理をしている保険会社であります全国市町村会総合賠償補償保険であります株式会社損保ジャパンに連絡をとりまして、協議いたしました結果、過去の凡例等見ますと町の過失につきましては、2割程度であるという事で相手方と示談交渉を行ないまして、損害額28,010円の2割で5,600円で示談成立した事によりまして、専決処分の手続きをとらせていただいたところであります。お手元に配布しております資料6をご覧くださいと思います。

ます。専決処分書の裏側に損害賠償の額の決定という形で、この関係につきまして説明とさせていただきます。内容については先ほど申し上げた通りでございます。

(資料朗読により説明)

建設課長 次に議会の委任による町長専決処分の報告について平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてであります。補正予算の説明書に基づきまして説明を申し上げたいと思います。それでは補正予算の説明書の4ページをお開きいただきたいと思います。歳入、第20款諸収入、第4項雑入、第4目雑入、補正額6千円、第10節雑入6千円でございます。これにつきましては、自動車損害賠償共済保険から入として受けます。次に5ページであります。歳出につきましては、第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費であります。補正額が6千円、第22節の補償補填及び賠償金で6千円あります。以上が町長専決処分の報告について、損害賠償の額の決定について及び平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてであります。また、平成16年9月9日午前9時30分頃、届出は9月21日でありましたが、町道437号線、これは大和川堤防線の目安の所なんです。ちょうど場所につきましては潜水橋の下りる所なんです。ここにつきましても道路の路肩の一部欠落によりますタイヤ及びホイールの損傷がありました。現在、相手方と示談の交渉中ですが、示談成立後同様に専決処分として手続きをいたしますので、よろしく願いいたします。今後、以上のこのような事故等ないように、未然に防止するうえで一層、道路維持管理に努めて参りたいと考えておりますので、合せてよろしく願いいたします。

委員長 損害賠償の額5,600円で、6,000円の補正して、400円どこへいったのか。

建設課長 予算の関係につきましては千円単位で予算計上させていただいておりますのでよろしくお願いしておきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 今回の場所なんですけれども、あれは完全に町道になっているのかな。潜水橋に行くまで、堤防の所、場所そこですね。

建設課長 今言いましたのは富雄川堤防線の東洋シールの右岸堤防、ちょうど東洋シールの東側の堤防になります。

それは町道で、ちょうど潜水橋の下るところがあるんですけれども、川の方へ下る所、そのちょうど真上の所で対向車輛があつて、そこで道路の路肩部分が欠落しているという形の事故でございます。

町道です。

吉川委員 橋まで町道になっているのか。

建設課長 事故の起こった所は堤防の上の道路の所で起こっておりますので、その分は町道でございます。

吉川委員 今回の場所なんですけれども、もうちょっと改善してほしいなと思ってたけれども、あそこは国土の河川敷ですわな、確かに町道借りてる事は借りてるけれども、難しい問題あるんだなという解釈してたけれども、この間通ったら内側というのか、私らは内水と言うけれども、内水の方も補修してくれていたし、外側も補修していただいたからそれでいいけれども、やっぱりこの堤防の上の町が借りてる町道を私は下げるわけにはいかないと思う。そしたら今取り付けの道を上げてくるか、こちらへも道、下へ行く道ありますな、あれは耕作者が勝手に付けたやつか、それとも建設省がつけた道路になっているのか、それ

は分からない？

建設課長 吉川委員ご指摘の堤内地、いわゆる斑鳩町の日安地域の田んぼ側へ下りる道の事を指しておっしゃっているという風に思いますが、これについては、町道として町道478号線としての位置付けがございません。特にこういった畑の中という事もありますし、里道町道的な要素でありますので、幅員は計ってないという状況です。

吉川委員 私は畑の中ではなく、堤防敷の所をお願いしている、それが今もし、課長がおっしゃるなら私はやっぱり危険な所だから舗装するなり、町道になっているのだっただけです、私はちゃんとすべきだと思う。私は町道ではないという頭があったから河川敷で難しいんだなと思ってたから、今まで何も言わなかったけれども、もし課長がおっしゃるように町道になっているのならやっぱりちゃんとしておかないとまた同じような事が起こった場合に、町道になっていたら町が責任もたないといけない。この富雄川の瑕疵についてもね、普通の個人的なものだったらこんな事はしないと思うんです。しかし、どこへ行っても裁判所行ってもどこへでも、町相手とか工業団体相手にやるのは多いです、最近。だから町としては先ほど課長が言っていたように、そういう事が起こらないように補修していくという考え方を示してもらったので、私はそれは大いに歓迎なんですけれども、今指摘してる件についても、私はもし町道であるのなら考えてもらいたい。

建設課長 特に取り合いの関係なんですけれども、ご指摘なんですけれども、本来437号線、堤防線については今年度から5ヵ年計画という形で整備をさせていただきます。一部JR橋から上流に向いての堤防線についても地権者のご協力を得ましたので、今年度から工事着手という形で進めさせていただくという事です。当然今言われるように、こういったこの478号線についての取り合いについても合せて今後、この整備をする中で道路取り合いという形も計画していかなければなら

ないという事がございますから、委員の申されている様に、この場所についての計画については近い将来、順次整備をしていくという事でご理解をいただきたいという風に思います。

委員長

他にございませんか。

それでは以上、12月定例議会提出予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について、(1)平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてのうち当委員会に属するものについての報告を求めます。

建設課長

それでは、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてであります。建設課所管につきましてのご報告をさせていただきます。お手元に配布しております資料7に基づきまして、ご説明いたします。

第7款土木費、人件費12,877千円につきましては、4月の人事異動等によります所要額であります。次に道路維持費であります。法定外公共物の管理にかかります委託料であります。平成15年度予算で予算計上いたしておりましたが、譲与時に県より引き継ぐ境界明示確定書及びその占用関係についての書類のシステム化を事前に考えておりましたが、システム化及びデータ化についての先進地等の事例も参考にするため、検討が必要という事と合せまして県郡山土木事務所の仕様整理が整っておらず未執行となりました。現在譲与の申請を行いまして3月末には譲与予定であります。そういった事から県土木においても書類整理が完了する事から平成17年度からの適切かつ迅速な管理を行なう上で、委託料として現予算200万円と今回補正する550万円をもって業務委託を行なってまいりたいと考えております。以上が建設課所管にかかる補正でございます。

都市整備

続きまして都市整備課所管の一般会計補正予算の内容につきまして

課長

ご説明をさせていただきたいと思います。配布資料7の土木費、都市計画総務費の土地開発公社の損失補償でございます。先の議会におきまして龍田西8丁目の公社用地を代替地として提供するにあたりまして、道路部分の買戻しの補正予算及び町道認定の議決をいただいた事によりまして、三室交差点東側の狹隘部の一件に対しまして、補償額の提示を行っていただき、10月18日には売買契約の締結をしていただきました。現在は当該公社用地を代替地として提供すべく交渉を行なっているところでございますが、提供するにあたりまして、土地開発公社の現在の簿価と現在の実勢価格、売却額に差額が生じるという事になりまして、その差額につきまして一般会計より公社に補填をする補正をするをお願いをする予定でございます。その内容でございますけれども、今回代替地として提供を予定いたしております面積としては、約90坪でございます。そして㎡当たり9万1千円という事で、坪では130万円になるわけでございますけれども、その額と現在12月末現在の簿価見込みとの比較ということで、差額が5,019万2千円という事になってまいります。その額の補正をお願いをいたしたいと思っております。

続きまして次の公共下水道費でございますけれども、この件につきましては、先ほど公共下水道事業特別会計補正予算にて説明をさせていただきました。その特別会計への繰出金259万2千円でございます。

次にその下の繰越明許費の補正でございます。法隆寺門前広場の整備につきまして、この件につきましても先の議会におきまして、補助金の受け入れも確定をいたした、という事で補正のお願いをいたしまして発掘調査が行なわれているところでございますけれども、調査範囲を拡大いたしまして発掘調査を継続して実施する必要が生じたという事によりまして今年度中の完成が見込めない状況となりました事から事業費4,840万円を繰越する為の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。以上が都市整備課関係で予定いたしております補正の内容でございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 地方分権という事で、先ほど説明を受けたわけなんですけれども、実際町で管理していくうえで、多額の金が要りますな。それに対する国とか県からの補助というのか、お金は全然下りないのか、実際に先ほど説明あった件全部をやろうと思ったら、私は本当に、今どれくらい考えているか分からないけど多額の金要ると思うんです。また、ちゃんとした管理をやってもらわないと今後皆さんがずっと居ててもらってたらよく分かるんですけど、やっぱり新しい方が変わって行かれたら、やっぱり資料としてちゃんと引き継ぎ残すだけの、先ほど色々機械を使ってやっている、という事で安心はしてるんですけど、実際その機械を入れるのに多額な金が要ると思うんです。そこらはどういう国・県が思っているのか、国から言ってきた前の広告と一緒に、みんな年金は、国鉄とかは減らしていく、補助金は減らしていく、それでそういうものはまた押し付ける、押し付けると言ったら言葉は悪いかも知りませんが、みんな町へ、公費からなってくる。町としてたまったものじゃないありませんな。そこらをどう考えておられるのか。どうなっていくのか、もし分かっているなら教えて下さい。

建設課長 この地方分権一括法によります、この法定外公共物の方から譲与するという形で当初県の方で説明を受けたんですけども、議員が申されているように、我々としては資金、そういった形のものが県なり国からあるのか、という形の事もお聞きしました。そういった中で補助金制度としてはございません。内容的には金額を、と言われたらなかなか我々もそこまで聞き及んでおりませんが、交付税の中で一部算出されるという事は聞いております。ですからそういった形でありますし、また今おっしゃっている財産管理に向けては特に書類でいただいたものを、そのまま書類での確認となると相当膨大な量になって

きますし、時間も承引も必要という事がありますので、我々としてはこの補正でお願いしている機械的な形でソフトを作って入力をしていくと。パソコンによって、申請状況なり位置の確認なりしていくような形で考えておりますので、何卒この補正についてもご承認いただいて、そういった作業をこの年度末、3月を目途に作業していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

吉川委員　私は個人的には歓迎はしてるんです。実際に町へ移管してもらった方が。確かに作業も増えるしお金もかかります、ただ、今まで国・県がやっていたやつを交付税で賄うと、いくら賄ってもらえるのかもまだはっきりしない状態の中で、おっつけみたいにこれだけだったらいいけど、これからもまだあると思うんですよ。そしたら町が本当に実際言ってたまったもんじゃありませんわな。今まで国・県、国からは県へはそれの場合だったら全然出てなかったのかな。実際は国のものですやろ、先ほどおっしゃっている法定外公共物というのは。それを確かに県が委託を受けてた、明示にしろ来てましたな。今度は町でやっていかないといけない。国と県の時も、いま県が町になって一銭ももらえない。交付税では賄えるか分かりませんが、それはずっと違うと思う。だから実際に金の要る事は地方へ、三位一体とか何とかいい事は言っているけれども、この間も新聞に載ってたので、滝さんと田野瀬さん所へ内容はっきり教えてくれと、26日に一応部内でやるけれどもはっきりしないだろうと。決まったらお知らせしますと言ってはったけど、実際あれを見てもたまったもんじゃありませんわな。こんなもの、みんな地方へ押し付けられる。町として、今そういう費用をかけてでも法定外公共物の管理を町へ任された方がいいと思っておられるのか、その1点だけ聞かせてください。

助　役　　いま法定外公共物を全ての所有、管理等を含めてその事務処理、非常に幅広い面になるだろうと思います。また町としても非常に、先ほども吉川さんからありましたように、例えば里道の幅員、水路の幅員

となれば、今までだったら県が決めますから町としては何らこういう問題がなかった。今度は町が確定するという事になってきて、地元とのトラブルが増えてきます。同時に強い者が勝つ事も生じる、そういう事がないように基準をきちっと設けるという事でやっていくわけですが、そういう辛さも出てくるだろうと思います。しかし、やはり地方分権というのは、地方で出来るものは地方でやる、という事で当然この法定外公共物の件につきましても、管理につきましても町が地方分権の流れにのっていくなれば、そういう流れに乗って行かなくてはならない、このように思います。従って、法定外公共物の管理は適切にやっていきたいという事で、今いろいろの担当課でその事務処理を行っていただいているという事でございますので、吉川議員がおっしゃるように、町としてこの法定外公共物の管理についての、いいのか悪いのかという問題ではなしに、やはり地方でやれるものは地方でやるという国の流れ、現状の流れの中ではやはりやるべきものはやっていかななくてはならないと考えております。補助金はないという事でございますし、一般財源化によって、その計算によって地方交付税として町ももらえるという事でございますし、またこれについては人件費も嵩むわけでありまして、そういう事の中で国に対しての交付税の対象になる計算もきちっとして、やっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

委員長 さっき、吉川委員が言っているように、町がいらんねんと、今まで通り県で管理してくれはったらよろしい、町はいりません。という二者選択みたいな事はできませんねんやろ。

助 役 私が言っていましたようにそういう流れになってますから、そういう二者選択と言いますか、町がそんな難しいものは要らないとか、そういう事は言えないようになっております。

委員長 他にございせんか。

次に（３）観月祭についての報告を求めます。

観光産業
課長 観月祭についてご報告申し上げます。９月２２日開催の観月祭につきましては、前日からのあいにくの雨で開演時間には雨が上がったものの、来場者数の心配をしておりましたが、昨年とほぼ同じ２８３人の入場者がございました。また、斑鳩小学校で能楽を楽しんでいる児童たちにも生の能楽を鑑賞していただくため、学校を通じて生徒の参加依頼を行ない約２０人の児童が鑑賞していただきました。今後とも、伝統芸能である能楽に関する情報発信を行ない、意識の高揚を図りながら発展を目指していきたいという風に考えております。また、１０月９日の秋祭りにつきましては雨天の関係でやむなく中止させていただいた事を合せてご報告申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 よろしいですか。
それでは次に（４）産業フェスティバルについての報告を求めます。

観光産業
課長 １１月２８日開催の産業フェスティバルにつきましてご報告申し上げます。前日であります２７日土曜日の午前中に農産物品評会の受付を行ないまして午後から出品物の審査を行います。例年通り北部農林振興事務所の技師及び奈良県農協の営農指導員の方々をお願いするものでございます。また、産業フェスティバル当日の２８日日曜日ですが、午前１０時から中央公民館前におきまして、農産物の即売会や各種バザー等を行います。式典といたしましては、１２時３０分から商工部門や農業部門の表彰と各小学校５年生によります農業体験の発表を行なっていただきまして、午後１時４５分から演芸に移り、演芸内容と

いたしましては、暁照夫・光夫によります三味線漫才と外国人による手品をマジックショーとして予定しております。終了は午後3時頃と考えております。また、当日商工会では、龍田神社境内で龍田市が10時から午後3時まで開催される事になっております。委員の皆様方には何かとご多忙とは存じますが、ご来場いただきますようお願いいたします。産業フェスティバルの報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 よろしいですか。他に理事者側から報告する事はありませんか。

(報告事項なし)

委員長 ないようですので、以上これら各課報告事項については報告を受け、了承したという事で終わります。

続いて4. その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

吉川委員 まず1点お聞きしたいのは、平成3年12月27日に斑鳩町長と神南自治会会長、竹田さんが会長だったんですが、竜田川改修について覚書を交わしているわけなんです。これは県の工事ですわね。覚書交わしているのは町長と神南の自治会長と交わしてますけれども、これは町と交わしているのも町へその事をお願いにあがったらそれでいいわけですか。県へ、町で今やってもらってない事があるので、その事については町長がこういうものを押してますので、町が責任持ってやってくれはるわけですか、それだけまず聞かせて下さい。

建設課長 今、議員からご指摘いただいております竜田改修に伴います覚書という形ではありますが、これについてはその当時から今日まで町でできる範囲のものについてはやって参りました。これは一部できていないという形のものもあります。これについては、地元と協議しながら今日まで進めてきたわけですけれども、特に地元協力の得られる分、また各関係機関協議が必要なものがございまして、それらについては現在出来ていないという状況であります。

吉川委員 町の方でやってくれるという事ですね。県へ要望する事は県へ要望して。町と交わしてあるので町へ言ってもらったらいいいという事ですな。

建設課長 町でできるもの、また県へお願いしなければならないという形ものがございまして、それらについては県にも要望いたしておきます。

吉川委員 私もこの件には携わってて言うのはあれなんですけれども、私はこの関係については県がみんなやってくれるものだと。ただ、窓口は町の関係で町長の判を押してあるんだな、という考え方だったんですけど、今考えてみると県の判をもらっておいたらよかったな、という考えを持ってのわけなんです。今後やっぱり考えていかないといけないなど。努力してもらっているのは私も分かります、ただ一点一番その事については解決してますので吉川さん、もう言っても、って言われるけどそれは別にして、やっぱり地元とこういう覚書を交わしたらこちらから指摘される前に全部6mにするとおっしゃってます。たまたま森中さんの所はああいう関係でその当時は、共栄金属さえうまい事いってたらあそこへ移転するとおっしゃってましたし、郡山土木もそれである程度の話はついてあったわけですけれども、共栄金属の話がなくなると延びた、これは別にそれ以上私は言えないんですけれども、共栄金属の前、あぶらや橋の前ですね、こっちから計りにいって6mになってないという事をこっちから指摘しないと、県の方からはこう

いう理由で6 mになりませんねん、という説明はないわけなんです。何かあるのならいいけど、あれくらい大きな工事をやって、今更やれない事分かっているから、神南はその代わりの工事をやってもらいました。それはもう終わってますので何を言うのか、という事になると思うんですけども、私が申し上げたいのはそれ以前の問題として、やっぱり何もこれに限らず西小学校できた時もそうです。やっぱり排水は全部三代川へ流して下さいと要望出してるわけ、しかし工事をやる中でそれができなかつたらやっぱり前もってああいう覚書を交わしたけれども、こうだ、という話があったら別ですよ。それも全然言わない。工事の排水管なんて見てません、工事するのに監視みたいなしてません、神南。たまたま給食のあそこで米を流さしたら、神南の管理してる所へ雑排水流れている。だからそういう事をちゃんと覚書を交わしているのだから、私はやっぱりこの覚書に基づいてやっぱりちゃんとした工事を、その時だったらできると思うんですよ、できないやつはできないで、これはやむを得ないのだから先持って話をして、こういう具合に言ったけど難しいから経費もたくさんかかるし、こうですよ、という事で話があったら私は別問題だと思うけれども、それをこちらから指摘しないと分からないわけ。西小学校の場合でも何年も経ってからです、分かったの。先ほど申上げた道路でもそうです。だから、私はこれ以上言いませんのでお願いですわ、何も神南だけと違う、斑鳩町のどこかで色々覚書交わしてはると思う。それはやっぱり守ってもらえるものだと思ってこれからパークウェイも稲葉とやられて、色々また地元との協議もされてる中で、町でやっていかなければならない、また地元の要望も聞いていかなければならない事が出来てくると思うんです。だから都市整備課でも小吉田については地元と約束したやつだけは率先して早くやってあげてや、そうでないと隣で町が約束したやつ聞いてくれませんで、やってくれませんが、極端な例がね、そうになっていったら私はいくらでも工事が遅れてくると思います。だから是非ともこれはこれから気を付けて、何もこの問題だけではなくて、斑鳩町全体の問題として各課でやっぱりそれには気を配

ってもらって私は守ってもらいたいと思います。特にこの事だけは強く要望しておきます。

委員長すいません、もう1点だけ。斑鳩町の都市計画道路ありますね、私がちょうど議員にならせてもらった42年の8月に、それまでに確か26人だったと思うんです、都市計画審議会では会長は綿谷さんで、副が今も議員されてる松田さんだった。その中で斑鳩町の都市計画街路、大和の都市計画街路が合致して建設大臣の計画認可をもらってるわけですな。それと併せて6mの計画道路ありますね、12路線あったと思うんですが。私、規則に載ってたと思って今日も朝から見たんですけれども載ってないんです。今日上げたいのはその12路線の6m計画道路、これは前からも指摘し、協力していただける所から協力を、やっぱり町も財政苦しいですけど、やっぱり計画して長期的にやる、という事でこれにも謳ってますけれども、やっぱり協力したろ、と言ってはる時にそれに乗らないと相手もやってくれないと思うんです、今度来たら、うちもう家・・・この間も神南でいい例が、その時は課長も参事も来てもらって、見てもらってやった、難しい問題なんですけれども協力すると言っている。それが今度見たら引っ付けて車庫建ててはる。私の事ですので、あんたの間こう言ってくれただけやのに、もうこれだったら出来ません。私も神南で色々工事やってもらってても、協力すると言っておいて、塀を先にして、やってから協力しますよ、と自治会長の所へ言って行かれるから、自治会長が私の所へ言って来られるので、私はそれはあきませんと、10年でも20年でも経てばまた別だけど、その建つ前に頼みに行ってる時はのってくれないで、改良したらのります、とそんな話聞きません、私町へよう言いませんと言ってるわけなんです。それと同じ事でやっぱりその時点でやっぱり何とか話を続けていかないと、やっぱり難しい問題が残ってくると思うんです。だから今、ここでは主要区画道路になってると思うんですけれども、この第3次斑鳩町総合計画2001年～2010年の中にも色々書いてもらっているわけ。これを読んだら、もう本当に満点です。みんな出来ないのは私も感じてますけれ

ども、しかしやっぱりこれに向ってちょっとでも進むという気前を見せてもらわないと、この工事もすごく金がかかっていると思うんです。その12路線の6m計画道路について、町として基本的にどう考えておられるのか、協力しようと言ってくれはった所があったら、申し出があったらやっていこうとされるのか、私はこの事については前から声を大にして言っているわけです。それは何故かと言ったらこの間たまたま奥さん亡くなられて、またその話が出たわけなんです。なぜかと言うと、親戚の者が行く、たまたま横の駐車場借りておられたんで車を置く所あったけれど、前に、そこは中心からではなくて一本採りで6m、セットバックしてくれてはったわけです。これは議事録見てもらったら私は何回も言っています。ここの親戚のある方が亡くなった時も言われました、だから早速言っています。セットバックしてるのはあそこだけです。あの方が言われるのは無理ない話。あそこだけです、それももう何もしてくれないのだったら、初めは私が聞いた時、税金だけ道路みたいになっているので免除してあげてくれ、という事で免除された。しかし町は買上げも何もしてくれないので、私は税金も納めます、と言ってまた税金も納めてはるわけ。こうなってきたらやれるやつもやれなくなると思うんです。私もこれを言っても、町の財政よく分かりますけれども、分かりますけれども、やっぱりそれを乗り越えてやってもらわないと私はよくなると思う。よそから斑鳩の財政はいい、いいと言われている。私はそんなん全然いいと思っていない。やる事いっぱいあります、法隆寺駅前整備でもそうです、道どうなってますの。反対もあつたけれども、一部モデル区間もでき、次もある程度進んでいる、皆さんの努力のお陰で進んでると聞いてますけれども、やっぱり都市計画やっていかないと斑鳩町やっていかれない。あんまりよそと比較はしたくないけれども、それでもやっぱり見たら道路については斑鳩町、本当に遅れてます。25号線朝見てみなさい。そこで12路線あつたと思うんですが、6m計画道路について町として今後どうしていこうと思っているのか、また計画的に、一時計画的にやってくれましたわな、高安の方から。それからもう全然次

の計画がない。今、他に斑鳩町は遅れているから余計に大変ですわな、パークウェイはやっていかないといけない、駅前整備はやっていかないといけない、大変です。大変だけどやっぱりやっていかないと斑鳩町いくらでも立ち遅れます。だから特に第4章の13番に道路交通体制の整備という事で謳ってもらっている事について町の考え方聞かせてください。

助 役

この主要区画路線につきましては、先ほどもご指摘の様に私が計画課長の時に、12路線ございました。それは当時からいわゆる家を建てる場合に中心から3m後退するというような形でその主要区画路線を確保していこうという事で進めて参りました。しかし、なかなか土地の評価も高くなり、非常に難しい状況になった事は事実です。そういう中で強行的にそれを買収し、主要区画路線を確保していくことの無理があった時代があったわけです。その時にはこの路線については、やっぱりストップしようという事はおかしいんですが、なかなか前に進まなかった、これは財源等の問題ではなしに、いわゆる地権者の非協力的な面が主だったと思います。我々といたしましても中心から3m後退していただいている路線は斑鳩町内にも多くあります、それらの路線についても、道路を改良していくことが難しい状態でありまして、そうした状況においても私はやはり後退している部分については早くやりなさい、という事で担当課に指導しているんですがなかなかうまくいかないのが現実でございます。いずれにいたしましても、やはり主要区画路線が決まっている以上は、できるだけ町としてはその路線を重要な路線として位置付け、拡幅に努力したいと思っておりますが、我々といたしましても難しい点が色々あります。スポット的に買うわけにいかないし、また、ハマゲタ状に道路を買収することもできないし、そういう問題もございまして。いずれにいたしましても道路5ヵ年計画で位置付けしていくのが一番適当な方法であろうと考えてますので、今後におきましても委員皆様とご相談しながらその主要区画道路についてもどうしていくか、という事を改めて検討して

参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

吉川委員

検討していく時期ではないと私は思う。これだけ前から、町の、計画道路が載って、それで載っていたと思うんです。今日も部長にも聞き、私も前に目を通した事あるから、12路線だけは覚えているけれども、あと全部、と言われたらこれを見ても、こことここ、というのは分かるけれども12路線全部は分からないわけです。ここには主要区画道路という事で書いてあるだけです。これはまたそれ以外の道路もいっぱい書いてますので。確かにこれが出来上がればありがたい事です。助役さん言ってもらっている事も理解しないでもないんですけれども、確かにここからここまでやろう、と5ヵ年計画の中にも入れてもらってます、6mのところ。入れてもらってますけれども、そうしてやっぱり協力したろ、と言ってる所は私は年間、向こうから申し入れあるというのはそんなにないと思うんですよ。それでも10万する所を30万で買ってくれたら協力します、というのは番外です。しかし町が査定してその値段で協力したる、という所は私はやっぱり買っていかねばいくらでも遅れると思うんです。観光会館を改修する時も、私はなぜ町で計画している6mにしないのか、という事も申し上げてきました。私、神南でもいつも申し上げてます。やっぱり役員に頼みに行く、その役員さんの中で反対する者があつたら、協力しないという人があつたらこれは話になりません、説得力ありませんといつも言ってます。悲しいかなやっぱり役して頼みに行く人はやっぱり率先してそれに協力し、やろうとしてるのから自分も協力しないとなる話になりません。これ以上申し上げませんが、一回考えてもらって、財政苦しいのは私も分かってます、だから先ほどの事も言ってますし、この間の新聞見てかっかしてます、はっきり言って。国は三位一体といい事言ってくれてるけど、17年と18年、3兆円も削られて、そんなんたまったものじゃない。昨日の自民党の役員会でも上田県議とやりとりしました。上田県議はやっぱり知事の肩もって、知事さんは東京へ行ったらいつもそれで言ってくれて、国とやりとりし

てくれてはります、と言ってくれてました。それは分からないでもないけれども、もう自民党離れしていくの当たり前の話だと。そう言って、えらい悪いけど民主党天下とったから、と言ってなりますか、なりませんわな。また同じ事です。どこが天下とっても今の状態、1千兆円も借金あると言う中で、これはみんなでなんとかしないと、それはよく分かるんですけども、そう言ってもやっぱり自分らが住んでる所だけ犠牲になってやらないといけない事はないと思うし、財政苦しいけれども、私は遅れてる事は誰でも認めると思うんですよ。だから協力してくれる所から買い上げるくらいの勢力的と言うのか、一度検討してもらいたいと思いますので、それは要望に留めておきます。

助 役 私が検討をお願いしたいと申しましたのは、12路線あるという事です。ですから、町も事業が完了して、そして4m50、4m50でずっと通っているという路線は6m計画道路として一応廃止するかどうかを含めて検討をしたいという事を先ほど申しましたので、それについては議員の皆さんのいろんなご意見をいただきたいと思います。ただ、いま吉川委員もおっしゃったように、当然引いていただいている所もございますけれども、それについては廃止する場合にはその方々の理解をいただいて了承していただいて、それを廃止するという事で町も努力して参りたいと思いますので、そういう事に対する検討という事でご理解願いたいと思います。

委員長 他にございませんか。

一点だけよろしいですか。町営住宅の目安北団地に常時1部屋空きがあるという事を町民の人が言ってこられて、それを町に確認したら避難場所で空けてるというような事を聞いたと言われる方がおられるけど、そういう事実があるのか。

建設課長 空き部屋というのは今現在ないと思うんですけども、21戸なんですけれども、21戸については入居されてると思います。

委員長 空きはないんですね。
それだったら結構です。そういう事を言われた方がおったので、確認
だけさせてもらおうと思って。空きはないと言っておきます。すいま
せん。

他にございませんか。

(質疑なし)

委員長 他にないようでしたらその他についてもこれをもって終わります。
以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長
にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でし
た。

(午前10時42分 閉会)